

施工時期選択可能工事制度（任意着手方式）試行要領

1 趣旨

工事開始日を受注者が任意に選択できる施工時期選択可能工事制度については、受注者が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用や工事の品質確保のため、柏崎市が発注する建設工事において、施工時期の平準化を図ることを目的に試行する。

2 施工時期選択可能工事制度（任意着手方式）

施工時期選択可能工事制度（任意着手方式）は、柏崎市が発注する建設工事において、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。

- (1) 受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始期限日までの期間で、工事開始日を選択することができること。
- (2) 受注者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書（別紙1）により、予算執行職員又は契約検査課長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を求めないこと。
- (4) 工事開始日の前日までの間の現場管理は発注者の責任において行うこととし、工事の施工（現場事務所等の設置、工場製作等）はできないこと。ただし、現場に搬入しない資機材の準備はできるものとする。
- (5) 工事開始期限日は、該当工事に係る契約締結予定日から90日以内とする。
- (6) 工事開始期限日を定めるときは、工事開始期限日から工事完成日までの期間をもって適正工期が確保されるよう考慮すること。

3 対象とする工事

次の条件すべてを満たす建設工事のうち、工事担当課が施工時期選択可能工事制度に係る特記仕様書（別紙2）を添付したものを対象とする。

- (1) 予定価格が200万円超2,000万円未満で入札に付する工事（災害復旧工事など緊急性のある工事、連続工事などにより発注者側で工事開始日を制限する可能性が高い工事及びゼロ交付金事業等発注者が着手日を指定する工事を除く。）
- (2) 次の条件のうち、ア又はイのいずれかを満たすもの
 - ア 1月から3月までに支出負担行為を行うもののうち、債務負担行為を設定し、かつ債務負担行為の期間終了までに標準工期を確保できる工事
 - イ 4月から9月までに支出負担行為を行うもののうち、9月末日までに契約を

- 締結し、当該年度内に標準工期を確保できる工事
- (3) 工事開始期限日を設定した場合、諸条件（設計変更による所要日数の変更、工事中止による工期延長等）を考慮しても繰越が生じる可能性がない工事
 - (4) 竣工日又は供用開始日が定められていない工事

4 事務手続

事務手続については、次の各号により行うものとする。

(1) 予算執行伺から契約まで

ア 予算執行伺において「施工時期選択可能工事」の旨及び工事開始期限日を記載した上で、予算執行職員又は契約検査課長の決裁を受けるものとする。

イ 入札の公告又は指名通知書に「施工時期選択可能工事制度」対象の旨を記載すること。

また、特記仕様書（別紙2）を添付すること。

ウ 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札者が確定した日の翌日から起算して7日以内に、工事開始日選択承認申請書（別紙1）により、予算執行職員又は契約検査課長の承認を受けること。

エ 落札者から前号ウの規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認すると決定したときは、工事開始日承認書（別紙4）により通知するものとする。

オ 落札者が確定した日の翌日から起算して7日以内に契約を締結すること。

なお、契約保証期間は、契約締結日から工期末までとすること。

(2) 契約後

落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は、承認された工事開始日から7日以内に着手し、工事に着手したときは、受注者から速やかに「着手届」及び「工程表」を提出させること。

なお、受注者における工事实績情報サービス（コリンズ）への登録は、工事着手後に監督員の確認を受け、着手後、速やかに行うこと。

(3) 工事開始日の変更について

ア 受注者が工事開始日の変更を希望する場合は、工事開始日変更承認申請書（別紙3）により申請しなければならない。

イ 受注者から前号アの規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認すると決定したときは、工事開始日変更承認書（別紙5）により通知するものとする。

ウ 工事開始日の変更について予算執行職員の承認を受けた後、変更契約を締結しなければならない。

なお、特記仕様書で指定した工事開始期限日を超えて、工事開始日の変更をすることはできない。

(4) 前金払の取扱いについて

柏崎市建設工事請負基準約款第36条の定めによる前払金の請求は、発注者が承認した工事開始日からできるものとする。

5 積算関係

積算に当たっては、契約締結予定日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として行うこととし、受注者の選択により発生する経費（積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等）については、発注者は負担しないものとする。

ただし、受注者の責によらない事情が生じた場合は、柏崎市建設工事設計変更ガイドラインのとおり、適切に対応すること。

6 結果の報告及び検証

結果の報告及び検証については、次の各号により行うものとする。

(1) 対象所属による報告

対象所属は、契約の結果を、施工時期選択可能工事制度結果報告（別紙6）により報告するものとする。

提出期限：別に契約検査課が指定する日

報告先：契約検査課

(2) 契約検査課による検証

契約検査課は、前記(1)の報告を受けた後、試行に関する効果・課題の検証を行う。

附 則

この要領は、令和6（2024）年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7（2025）年4月1日から実施する。